

「平成 27 年度 介護支援専門員実務研修受講試験 受験要件見直し」要点

以下の 2 点に変更になります。

1. 受験資格変更
2. 試験の科目免除（解答免除）が廃止

1. 受験資格変更について

- (1) 「介護等業務（実務経験 5 年又は 10 年）」が受験資格から除外されます。
ホームヘルパー 2 級資格取得者などは、ケアマネ受験ができなくなります。
但し、これには 3 年間の経過措置が設けられています。
- (2) 「相談援助業務（実務経験 5 年）」の要件が、生活相談員、支援相談員、相談支援専門員、主任相談支援員に限定されます。
これにより、福祉事務所のケースワーカー等が除外となりました。

介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格（下記のいずれかの要件を満たす者）
実務経験の期間はともに通算して 5 年以上です。

★法定資格保有者

保健・医療・福祉に関する以下の法定資格に基づく業務に従事

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士

★生活相談員

生活相談員として、（地域密着型）介護老人福祉施設・（地域密着型）特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）において、要介護者等の日常生活の自立に関する相談援助業務に従事

★支援相談員

支援相談員として、介護老人保健施設において、要介護者等の日常生活の自立に関する相談援助業務に従事

★相談支援専門員

障害者総合支援法第 5 条第 16 項及び児童福祉法第 6 条の 2 第 6 項に規定する事業の従事者として従事

★主任相談支援員

生活困窮者自立支援法第 2 条第 2 項に規定する事業の従事者として従事

2. 試験の科目免除（解答免除）が廃止

ケアマネの質の向上という観点から、「科目免除（解答免除）が廃止」となりました。